

事務連絡
令和5年4月5日

各 { 都道府県水道行政担当部（局）
厚生労働大臣認可水道事業者
厚生労働大臣認可水道用水供給事業者 } 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）の増額・強化及び水道事業者等に対する支援への活用について

電力価格高騰の影響を受けた水道事業者等に対する支援については、都道府県に対して、「水道事業者への支援に関する「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）の活用について」（令和4年12月13日付け事務連絡）において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」（以下「本交付金」という。）の活用をご検討いただくようお願いしてきたところです。

今般、令和5年3月22日の「第8回物価・賃金・生活総合対策本部」において、本交付金の増額・強化が示され、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（重点交付金）の増額・強化について」（令和5年3月22日付け内閣府地方創生推進室事務連絡）（以下「内閣府事務連絡」という。）が発出されました。

従前より、地域の実情に応じて必要があると判断される場合には、水道事業者等に対する電力価格の高騰分などの支援のために本交付金を活用いただくことが可能でしたが、内閣府事務連絡の別添「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）」において、「地方公共団体が運営する公営企業（中略）の用に供する施設における活用も可能」と記載されています（別添）。

水道事業者等は、導水・送水・配水施設におけるポンプの使用や、浄水処理等の過程において多くの電力を消費するため、電力価格高騰により事業経費が増大していると考えられますので、内閣府事務連絡の内容も踏まえ、引き続き、関係部局と調整の上、本交付金の活用についてご検討いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県におかれては、貴管下都道府県知事認可の水道事業者等に対して、本件を周知いただきますようよろしくお願いいたします。

（問い合わせ先）
厚生労働省医薬・生活衛生局水道課（福島）
TEL：03-5253-1111（内線：4036）